

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

作成日：平成 28 年 8 月 31 日

担当部署：社会基盤・平和構築部

都市・地域開発グループ第一チーム

1. 案件名
国名：ブータン王国 案件名：全国総合開発計画 2030 策定プロジェクト Project for Formulation of Comprehensive Development Plan for Bhutan 2030
2. 協力概要
(1) 事業の目的 本事業は、ブータン王国において、全国総合開発計画を作成することにより、都市と地方間のバランスの良い開発が促進され、同国において国民総幸福量（GNH）が最大化されることに寄与する。
(2) 調査期間 2017 年 1 月～2018 年 12 月を予定（計 24 ヶ月）
(3) 総調査費用 3.62 億円
(4) 協力相手先機関 公共事業・定住省定住局（注：本協力により策定される計画分野は多岐に渡るため、Steering Committee 及び Working Group については省庁横断にて構成、Steering Committee の議長は上位官庁である国民総幸福量委員会次官とする）
(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等） 計画策定対象地域は、ブータン全土（38,394km ² ）とする。
3. 協力の必要性・位置付け
(1) 現状及び問題点 ブータン王国では、農村と都市のバランスの取れた開発を目標に掲げて開発政策を推し進めているが、近年は若年層を中心にして、国土の東部や南部の農村部より、国土西部に位置する首都ティンプー及び国際空港のあるパロといった都市部への人口移動が発生している。現に、2011 年～2015 年の都市人口増加率は 3%台と、1%台である国全体の人口増加率を上回っており、農村部での人口が減少していることが見て取れる。 ブータン国内には様々な地域間格差があり、例えば、都市部での貧困者比率が 1.7%に対し、農村部では 39.9%、中でも東部や南部の農村部では 50%を超える地域もある。また、ブータン政府が国づくりの目標とする幸福度向上を表す指標である幸福度指数についても、都市部と農村部では、2010 年の第二回国民総幸福量調査（都市部：0.786、農村部：0.715）、2015 年の第三回（都市部：0.811、農村部：0.731）と、いずれも都市部の方が高い結果になっている。 上記に伴う人口移動により、農村部では若い働き手の減少が見られ、休耕地の拡大や公共サービスの担い手が不足するといった、地域社会の崩壊が社会問題となっている。一方で、農業以外の産業が発達していないブータンにおいては、都市

部において十分な雇用がなく、若年層の失業に伴う社会問題が発生している。こういった国家レベルの人口分布の不均衡に伴う問題を解決するためには、全国レベルの包括的な開発計画が必要とされている。

本件は、上記を背景として、包括的な全国総合開発計画策定経験を有する我が国の支援を得て、農村と都市のバランスの取れた開発を進めるための全国総合開発計画の策定を希望するブータン政府の要請に基づき実施するものである。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

ブータンの第 11 次 5 ヶ年計画(2013-2018)では、「自立し、包括的且つ環境に優しい社会経済開発」を大目標に、①持続可能で公平な社会経済開発、②文化の保全と推進、③環境の保全と促進、④良い統治、の四つの柱で大目標達成を図っていくものとしている。本プロジェクトは、同計画に沿って、第 12 次以降の 5 ヶ年計画の基礎資料となる全国総合開発計画を策定するものである。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

本プロジェクトのように分野横断的かつ包括的な国土開発マスタープランは他国機関により策定支援されていないが、電力等のセクター別のマスタープランの策定支援はされており、同成果を活用した計画となるように留意する。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別分析ペーパー上の位置づけ

対ブータン国別援助方針(2015年)においては、「農村と都市のバランス取れた自立的かつ持続可能な国づくりの支援」が基本方針として設定され、二つの重点分野が設けられているが、その一つが「環境問題・気候変動への対応」である。

本プロジェクトは、上記重点分野への協力を推し進めるために設定された協カプログラム「都市環境改善」の推進に資するものであり、農村と都市のバランスのとれた国土開発の方針を提供するものである。

4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

1) 調査対象地域の現況把握及び開発課題の分析

- (ア) 対象地域の現況把握
- (イ) 既存の開発政策・計画のレビュー
- (ウ) 関連法制度・機関、組織の役割・業務の確認、分析
- (エ) 他ドナーの支援状況、関連プロジェクトの確認
- (オ) 環境社会配慮・文化・国民の価値観に関する情報収集・整理
- (カ) 地域間格差に関する分析／評価
- (キ) 制約条件と課題の分析
- (ク) 国外（特にインド）との交易の現状と課題
- (ケ) ブータン国内の人口動態及び居住実態の把握（人口センサス結果分析）
- (コ) ブータン国内の既存地質情報、災害履歴、水資源情報の確認
- (サ) 土地利用現況図の作成
- (シ) 計画フレームワークの設定

2) 開発ビジョンと開発戦略の設定

- (ア) 開発ビジョンの設定
- (イ) 全国総合開発における空間構造の設定
- (エ) 開発課題分析結果を踏まえた開発戦略の策定

- (オ) 開発戦略に基づく開発シナリオの検討
- (カ) 戦略的環境アセスメント (SEA) の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討
- (キ) 開発シナリオ実現にあたっての課題・対策の整理

3) 全国総合開発計画の策定

- (ア) 国土利用計画の策定
- (イ) 各行政階層 (県、市・郡、村) が有すべき機能の特定

4) 全国総合開発計画実現のためのセクター別開発指針の作成

- (ア) 交通インフラ計画の策定
- (イ) 社会サービス計画の策定 (教育施設、医療施設の配置計画)
- (ウ) 産業開発計画 (観光、鉱業、水力発電、中小企業) の策定
- (エ) 農村振興政策の策定

5) 計画の実現に向けた提言

- (ア) 全国総合開発計画の実施体制・実施監理体制にかかる提言
- (イ) 計画実現に必要な予算・資金源の提言
- (ウ) 計画実現に必要な法制度の提言
- (エ) アクションプラン (政策パッケージ) の提言 (セクター別計画策定分野以外)

(2) アウトプット (成果)

- ア) 2030 年を標年次とするブータン全国総合開発計画の策定
- イ) 全国総合開発計画の実施枠組みの策定

(3) インプット (投入): 以下の投入による調査の実施

- (a) コンサルタント (約 70M/M)
 - a. 総括 / 国土開発計画
 - b. 国土利用計画 (土地利用)
 - c. 社会調査分析
 - d. 経済分析 / 計画フレームワーク
 - e. 産業開発計画
 - f. 農村開発計画 / 過疎対策
 - g. 施設立地計画 (都市機能 / 主要公共施設)
 - h. 交通計画
 - i. 環境社会配慮
 - j. 研修計画
 - k. 組織制度 / 法規制
 - l. 防災 / 気候変動対策
 - m. GIS / リモートセンシング

(b) その他 研修員受入れ

- ・ 国別研修
- ・ 現地及び日本国内におけるセミナー、ワークショップ等
- ・ 調査用資機材

<p>5. 協力終了後、提案計画により達成が期待される目標</p>
<p>提案計画が全国総合開発計画として、次期 5 ヶ年計画(2018 年-2023 年、2018 年後半にリリース予定)の内容に活用され、計画に基づき産業政策や社会政策が行われるとともに、農村と都市のバランスのとれた開発が行われる。</p>
<p>6. 外部要因</p>
<p>(1)協力相手国内の事情 (a)政策的要因：政権交代等による政策の転換により提案計画が形骸化しない。 (b)行政的要因：関係省庁・機関の権限が変更されない。関係機関の間で必要な調整が適切に行われる。 (c)社会的要因：甚大な自然災害や経済不況等、計画の前提となる経済・社会状況が外的要因により、大きく変化しない。 (2)関連プロジェクトの遅れ：特になし</p>
<p>7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮</p>
<p>本件では、計画策定に先立ち、現状分析を行う際には、国土開発におけるニーズが男女間で異なる可能性があることを念頭に置き、可能な限り男女別での統計データにあたるよう努める。更に、ステークホルダー会議に女性を含む多様な関係者が参加できるよう配慮する等、計画に女性の意見が適切に反映されるよう工夫する。 (環境社会配慮) (1) カテゴリ分類：B (2) カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)に掲げる発電セクター等のうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大であると判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。 (3) 環境許認可：本調査で確認 (4) 汚染対策：本調査で確認 (5) 自然環境面：本調査で確認 (6) 社会環境面：本調査で確認 (7) その他・モニタリング：本調査で確認</p>
<p>8. 過去の類似案件からの教訓の活用</p>
<p>(1) 類似案件からの教訓 チュニジアで実施された地域計画策定プロジェクト(2013年～2015年)では、産業政策策定による産業立地特定がされた後に、インフラ整備計画が作成されるという形となったため、インフラ整備計画について、整備コストが増大する等、無理のある計画となった。 (2) 本事業への活用 本事業においても、産業政策を初めとするソフト面の計画と、インフラ整備を初めとするハードの面の計画、双方を含むこともあり、両者間で連携が取れた計画となるよう、調査工程設定及び進捗管理に最新の注意を図りたい。</p>
<p>9. 今後の評価計画</p>
<p>(1)事後評価に用いる指標 (提案計画の活用状況) ・提案する全国総合開発計画がブータン国内の所定の承認プロセスを経て公式化される ・ブータン政府関係機関が国土の現状を分析できるようになる</p>

(2) 上記(1)を評価する方法および時期
事業終了3年後 事後評価